**設 計 等 業 務 委 託 料 算 定 基 準**

**令和７年度改定版**

**（令和７年４月１日以降に入札公告等を行う業務に適用）**

**秋田県建設部営繕課**

第１　基本事項

この算定基準は、営繕工事の設計及び工事監理業務委託基準に基づき建築工事の設計、工事監理及び耐震診断に関する業務（以下「設計業務等」という。）を委託する場合の設計業務等委託料の算定に用いるものとする。

この場合において、直接人件費及び諸経費等には、課税仕入れの対価に含まれる消費税に相当する額は含まれない。

なお、この基準によりがたい場合は別の方法により算定することができるものとする。

第２　算定の根拠

建築士法（昭和２５年５月２４日法律第２０２号）第２５条の規定に基づく告示（令和６年国土交通省告示第８号及び平成２７年国土交通省告示第６７０号）に基づいて策定された、官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領（平成２１年４月 国土交通省大臣官房官庁営繕部）に準じて算定基準を作成した。

第３　設計業務等委託料（以下「設計料」という。）の算定

１　設計料の算定

設計料は次式により算定する。

　設計料 ＝ 直接人件費 ＋ 諸経費 ＋ 技術料等経費 ＋ 特別経費 ＋ 消費税等相当額

　　　　 ­＝ 業務価格 ＋ 消費税等相当額

(1) 直接人件費

当該業務に従事する技術員の人件費でその算定は、次式による。

直接人件費 ＝ 業務人・時間数 ／ ８時間 × 直接人件費単価

(2) 諸経費

業務運営に要する直接人件費以外の一切の経費でその算定は、次式による。

諸経費 ＝ 直接人件費 × 諸経費率

諸経費率は、１.１を標準とする。ただし、業務人・時間数の算定方法が、第３.２(4)又は第３.２（7）による場合の諸経費率は、１．０を標準とする。いずれの場合も、実情に応じて調整することができる。

(3) 技術料等経費

当該業務において発揮される技術力・創造力等の対価として支払われる費用でその算定は、次式による。

技術料等経費 ＝ （ 直接人件費 ＋ 諸経費 ） × 技術料等経費率

技術料等経費率は、０.１５を標準とする。ただし、業務人・時間数の算定方法が、第３.２(4)又は第３.２（7）による場合の技術料等経費は、０．２を標準とする。なお、いずれの場合も、簡易な建築物又は特殊な建築物等でこれによりがたい場合は、実情に応じて別途定めることができる。

(4) 特別経費

特許使用料その他の発注者の特別の依頼に基づいて必要となる費用及び設計等の業務に附随して行う検査等を第三者に委託する場合における当該検査等に係る費用の合計とする。

(5) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に基づき、設計業務等に課せられる消費税等の額とする。

消費税等相当額 ＝ 業務価格（課税対象分） × 消費税等率

※　消費税等率は、消費税法並びに地方税法に基づく率を合算した率とする。

２　業務人・時間数の算定方法

(1) 共通

業務人・時間数は、次式により算定する。

業務人・時間数 ＝ 一般業務に係る業務人・時間数

＋ 追加業務に係る業務人・時間数

　　　 (2) 設計業務に関する算定方法１（床面積に基づく算定方法）

　　　　　　この算定方法は、建築物の新営工事の設計業務を委託する場合に用いる。

ア　一般業務に係る業務人・時間数

　　一般業務に係る業務人・時間数は、別表１による建築物の類型に応じて次式により、別表２に掲げる係数を用いて算定する。

　・別表１による建築物の類型が第一号から第三号、第四号第１類、第四号第２類（床面積の合計が20,000㎡未満又は30,000㎡を超える場合）、第五号、第六号（床面積の合計が20,000㎡未満又は30,000㎡を超える場合）又は第七号から第十二号の場合

　　　Ａ＝ａ×Ｓｂ

　　　　Ａ：業務人・時間数

　　　　Ｓ：床面積の合計（㎡）

　・別表１による建築物の類型が第四号第２類（床面積の合計が20,000㎡以上

30,000㎡以下の場合）又は第六号（床面積の合計が20,000㎡以上30,000㎡

以下の場合）の場合

Ａ＝ａ×Ｓ＋ｂ

　　　　Ａ：業務人・時間数

　　　　Ｓ：床面積の合計（㎡）

イ　一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数

　　別表３による業務内容の項目毎に、委託業務の範囲外となる業務がある場合は、その割合（以下「対象外業務率」という。）を業務細分率に基づき、０から１.０の範囲内で設定し、次式により業務人・時間数を算定することができる。

　　（一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数）＝（一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数）×（１－（対象外業務率））

ウ　難易度係数による補正

　　建築物が別表５の（い）建築物の欄に該当する場合は、（ろ）設計の欄に掲げる係数をそれぞれ、該当する業務分野の業務人・時間数に乗じることにより補正する。ただし、各表において、（い）建築物の欄に複数該当する場合は、該当する全ての難易度係数を業務人・時間数に乗じることとする。

エ　複合建築物の算定方法

　　異なる２以上の用途に供する建築物で、別表１に掲げる建築物の類型のうち複数に該当する場合においては、各用途の床面積から算定した業務人・時間数を合算し、別表９に掲げる係数（以下「複合化係数」という。）を乗じることにより算定する。ただし、主たる用途が明らかである場合は、主たる用途の単一用途とみなして業務人・時間数を算定する。

オ　追加業務に係る業務人・時間数

追加業務に係る業務人・時間数は、業務内容の実情に応じて算定する。なお、

次の業務については、それぞれに掲げるところにより算定することができる。

|  |  |
| --- | --- |
| 追加業務内容 | 算定方法 |
| 1. 積算業務   　・積算数量算出書の作成  　・単価作成資料の作成  　・見積収集  　・見積検討資料の作成 | （実施設計に係る業務人・時間数）×０．２５   * 県標準単価の活用等により、積算の一部を対象外業務として係数を低減することができる * 上記式の実施設計に係る業務人・時間数は、一般業務のすべてを委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に、別表３による実施設計に関する業務細分率の合計を乗じたものとし、２(2)ウに定める難易度係数による補正は行わない |
| ②　計画通知又は建築確認申請に関する手続き業務 | * 構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも必要な場合　　　　　　　３２人・時間 * 構造計算適合性判定又は建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれかが必要な場合　　　　　　２４人・時間 * 構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも不要な場合　　　　　　　１６人・時間 |

(3) 設計業務に関する算定方法２（図面目録に基づく算定方法）

この算定方法は、建築物の改修工事の実施設計業務を委託する場合に用いる。

なお、基本設計に該当する業務を含めて委託する場合は、これに係る業務人・時間数を業務内容の実情に応じて別に計上することにより、この算定方法によることができる。

ア　一般業務に係る業務人・時間数

一般業務に係る業務人・時間数は、図面目録に掲げられた図面１枚毎に算定した業務人・時間数の合計とし、次式により算定する。ただし、ここで一般業務は、実施設計のみを対象とし、かつ、「建築確認申請に係る関係機関との打合せ」及び「建築確認申請図書の作成」を除いたものとする。なお、改修工事の設計に必要な既存建築物の設計図書を復元するための実測等の調査を実施する必要がある場合は、当該調査に要する業務人・時間数を追加業務に計上する。

一般業務に係る業務人・時間数＝Σ（図面１枚毎の業務人・時間数）

イ　一般業務に係る図面１枚毎の業務人・時間数

図面１枚（大きさは、８４１mm×５９４mm（Ａ１版）とする。） 毎の作成に必要となる業務人・時間数は、建築改修工事分については①、設備改修工事分については②に掲げる算定式により算定する。算定式中の図面１枚毎の換算図面枚数については、ウにより算定する。

①　建築改修工事分の設計に必要となる図面１枚毎の業務人・時間数

　　 　（業務人・時間数）＝１３．５６７×（図面１枚毎の換算図面枚数）

②　設備改修工事分の設計に必要となる図面１枚毎の業務人・時間数

（業務人・時間数）＝１０．２３３×（図面１枚毎の換算図面枚数）

ウ　図面１枚毎の換算図面枚数の算定

①　イに掲げる式における「図面１枚毎の換算図面枚数」は、図面目録に掲げられた図面１枚毎に、次式により算定する。ただし、平均的な改修工事の設計と比較して難易度に著しく差が生じる場合は、実情に応じて補正することができるものとする。

（図面１枚毎の換算図面枚数）＝１×（複雑度）

×（ＣＡＤデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度）

②　①に掲げる式における「複雑度」に係る係数は、別表６により設定することができるものとする。なお、「複雑度」に係る係数は、実施設計図書の作成に必要な検討、各種計算、発注者との協議、書式の有無等を含めた実施設計図書の作成業務に係る業務人・時間数の補正を行うための係数であり、改修工事の設計に係る平均的な一般図の作成に係る複雑さを「標準」とした場合の複雑さの度合いであることを踏まえた上で、別表６によりがたい場合は、実情に応じて設定することができるものとする。

③　①に掲げる式における「ＣＡＤデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度」に係る係数は、発注者が既存図面のＣＡＤデータ等を受注者に提供し、その利用によって設計図書の作成に係る業務人・時間数が低減する場合、０から１の範囲で、実情に応じて図面１枚毎に設定することができるものとする。

エ　追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実情に応じて算定する。

なお、成果図書に基づく積算業務として次に掲げる内容の業務を委託する場合

は、次式によりこれに係る業務人・時間数を算定する。

・積算数量算出書の作成

・単価作成資料の作成

・見積収集

・見積検討資料の作成

（積算業務に係る業務人・時間数）＝（実施設計に係る業務人・時間数）×０．２１

ここで、実施設計に係る業務人・時間数は、２.(3)ウにより「ＣＡＤデータの提供等により業務量低減が図られる場合の影響度」を１.０として算定した一般業務に係る業務人・時間数とする。

また、県標準単価の活用等により、積算の一部を対象外業務として係数を低減するこ

とができる

(4) 耐震改修設計に関する業務（以下「耐震改修設計業務」という。）に関する算定方法(床面積に基づく算定方法)

この算定方法は、床面積の合計が別表７に掲げる建築物の構造耐力上主要な部分の耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律第２条第２項に規定する耐震改修をいう。）に係る設計の基本設計及び実施設計に関する業務を、耐震診断業務を行った建築士事務所等に委託する場合で、業務人・時間数を算定する場合に用いる。

なお、他の建築士事務所等が行った耐震診断の結果を用いて耐震改修設計業務を行う場合は、当該要因に係る追加業務を設定し、これに係る業務人・時間数を計上することによりこの算定方法によることができるものとする。

ア　別表７に掲げる算定式により算定する。ただし、ここで一般業務は、構造に係る基本設計及び実施設計のみを対象とし、かつ、「建築確認申請図書の作成」を除いたものとする。また、上記算定式は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物を算定する場合に用いる。

イ　追加業務に係る業務人・時間数の算定

２.(3)エに準じ、業務内容の実情に応じて算定する。

なお、 ２.(4)アの方法で算定される業務人・時間数には、基本設計及び実施設計に係る

業務人・時間数が含まれるので、２. (3)エの算定方法により積算業務に係る業務人・時間数を算定する場合は、業務の実情に応じて実施設計のみに係る業務人・時間数を算定のうえ算定する。

(5) 設計意図伝達業務に関する算定方法

この算定方法は、設計業務の受注者に、当該設計業務の対象である工事に係る設計意図伝達業務を委託する場合に用いる。

ア　一般業務に係る業務人・時間数

設計意図伝達業務に係る業務人・時間数は、契約図書等に定められた業務内容に基づき算定する。

イ　２.(5)アによるほか、２.(2)の算定方法を用いる場合は、別表３に掲げる基本設計に関

する業務細分率及び実施設計に関する業務細分率を用いて対象外業務率を設定し、一般業務に係る業務人・時間数を算定する。

ウ　追加業務に係る業務人・時間数

ア及びイによるほか、業務内容の実情に応じて算定する。

　　　 (6) 工事監理業務に関する算定方法

　　　　　　この算定方法は、工事監理業務を委託する場合に用いる。

　　　　　ア　新営工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数

　　　　　　①　一般業務に係る業務人・時間数の算定

一般業務に係る業務人・時間数は、次式により算定する。

　　（一般業務に係る業務人・時間数）

＝（一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数）

×（１－（対象外業務率））

　　　　　　　　ここで、一般業務を全て委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数は、別表１による建築物の類型に応じて次式により、別表２に掲げる係数を用いて算定する。

・別表１による建築物の類型が第一号から第三号、第四号第１類、第四号第２類（床面積

の合計が20,000㎡未満又は30,000㎡を超える場合）、第五号、第六号（床面積の合計が

20,000㎡未満又は30,000㎡を超える場合）又は第七号から第十二号の場合

　　　Ａ＝ａ×Ｓｂ

　　　　Ａ：業務人・時間数

　　　　Ｓ：床面積の合計（㎡）

・別表１による建築物の類型が第四号第２類（床面積の合計が20,000㎡以上30,000㎡以下の場合）又は第六号（床面積の合計が20,000㎡以上30,000㎡以下の場合）の場合

Ａ＝ａ×Ｓ＋ｂ

　　　　Ａ：業務人・時間数

　　　　Ｓ：床面積の合計（㎡）

　また、別表４による業務内容の項目毎に、委託業務の範囲外となる業務がある場合は、その割合（対象外業務率）を業務細分率に基づき、０から１.０の範囲内で設定できるものとし、業務人・時間数の算定は２.(2)イに準じる。

②　難易度係数による補正

建築物が別表５の（い）建築物の欄に掲げる建築物に該当する場合は、同表（は）工事監理等の欄に掲げる係数をそれぞれ、該当する業務分野の業務人・時間数に乗じることにより補正する。ただし、各表において、（い）建築物の欄に複数該当する場合は、該当する全ての難易度係数を業務人・時間数に乗じることとする。

　　　　　 ③　追加業務に係る業務人・時間数の算定

　　　　　　　　追加業務に係る業務人・時間数は、業務内容の実情に応じて算定する。なお、完成図の確認を追加業務とする場合の業務人・時間数は、次式により算定することができる。

　　　　　　　　　（業務人・時間数）＝(工事監理業務に係る業務人・時間数) ×０.０２

ここで、工事監理業務に係る業務人・時間数は、一般業務に係る業務人・時間数とし、２.(6)ア②に定める難易度係数による補正は行わない。

④　複合建築物の算定方法

　 　異なる２以上の用途に供する建築物で、別表１に掲げる建築物の類型のうち複数に該当する場合においては、各用途の床面積から算定した業務人・時間数を合算し、別表９に掲げる複合化係数を乗じることにより算定する。ただし、主たる用途が明らかである場合は、主たる用途の単一用途とみなして業務人・時間数を算定する。

　 　 イ 改修工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数

改修工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数は、契約図書等に定められた業務内容に基づき、工期、改修工事の内容（工事種目、工種数等）、規模（対象面積・階数等）、施工条件（入居者の有無、作業時間の制約等）等の条件を勘案して算定する。

なお、完成図の確認等を追加業務とする場合は、実情に応じて算定する。

(7) 耐震診断業務に関する算定方法

この算定方法は、床面積の合計が別表８に掲げる建築物の耐震診断一般業務のすべてを委託する場合に用いる。

ア　一般業務に係る業務人・時間数

別表８に掲げる算定式により算定する。

なお、上記算定式は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物を算定する場合に用いる。

イ　追加業務に係る業務人・時間数

業務内容の実情に応じて算定する。

　　　 (8) 解体工事の設計業務に関する算定方法

解体工事に係る実施設計及び設計意図伝達業務については、２(2)を参考に算定できるものとする。

３　直接人件費単価

通常の設計では、入札公告日等現在の秋田県二部〈建設部・農林水産部〉実施単価表による計画調査用設計単価の技師（Ｃ）相当単価とする。

なお、特殊な事情がある場合には、実情に応じた直接人件費単価を設定できるものとする。

附　則

１　この基準は、令和元年５月１日以降に入札公告等を行う業務から適用する。

２　この基準の実施について必要な運用・細目は、営繕課長が定める。

附　則

１　この基準は、令和２年４月１日以降に入札公告等を行う業務から適用する。

２　この基準の実施について必要な運用・細目は、営繕課長が定める。

附　則

１　この基準は、令和７年４月１日以降に入札公告等を行う業務から適用する。

２　この基準の実施について必要な運用・細目は、営繕課長が定める。

別表１　建築物の類型

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 建築物の類型 | 建築物の用途等 | |
| 第１類  （標準的なもの） | 第２類  （複雑な設計等を必要とするもの） |
| 第一号　物流施設 | 車庫、倉庫、立体駐車場等 | 立体倉庫、物流ターミナル等 |
| 第二号　生産施設 | 組立工場等 | 化学工場、薬品工場、食品工場、特殊設備を付帯する工場等 |
| 第三号　運動施設 | 体育館、武道館、スポーツジム等 | 屋内プール、スタジアム等 |
| 第四号　業務施設 | 事務所等 | 銀行、本社ビル、庁舎等 |
| 第五号　商業施設 | 店舗、料理店、スーパーマーケット等 | 百貨店、ショッピングセンター、ショールーム等 |
| 第六号　共同住宅 | 公営住宅、社宅、共同住宅、寄宿舎等 | － |
| 第七号　教育施設 | 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等 | － |
| 第八号　専門的教  育・研究施設 | 大学、専門学校等 | 大学（実験施設等を有するもの）、専門学校（実験施設等を有するもの）、研究所等 |
| 第九号　宿泊施設 | ホテル、旅館等 | ホテル（宴会場等を有するもの）、保養所等 |
| 第十号　医療施設 | 病院、診療所等 | 総合病院等 |
| 第十一号　福祉・厚生施設 | 保育園、老人ホーム、老人保健施設、リハビリセンター、多機能福祉施設等 | － |
| 第十二号　文化・交流・公益施設 | 公民館、集会場、コミュニティセンター等 | 映画館、劇場、美術館、博物館、図書館、研修所、警察署、消防署等 |

別表２　標準業務人・時間数の算定に係る係数



別表３　設計業務に関する業務細分率



別表４　工事監理業務に関する業務細分率



別表５　難易度係数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （い）建築物 | 難易度係数 | |
| （ろ）  設計 | （は）  工事監理等 |
| 【総合】 | | |
| 特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物 | - | 1.30 |
| 木造の建築物 | 1.08 | 1.13 |
| 【構造】 | | |
| 特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物 | 1.13 | 1.25 |
| 特殊な解析、性能検証等を要する建築物、特殊な構造の建築物（国土交通大臣の認定を要するものを除く。）又は免振建築物（国土交通大臣の認定を要するものを除く。） | 1.22 | 1.23 |
| 木造の建築物 | 1.02 | 1.16 |
| 【設備】 | | |
| 特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物 | 1.09 | 1.35 |
| 特別な性能を有する設備が設けられる建築物 | 1.21 | 1.08 |

別表６　改修工事の設計に係る図面１枚ごとの複雑度

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 図面の複雑度 | | | 複雑度に係る係数 |
| 建築 | A | 簡易 | ０.６ |
| B | 標準 | １.０ |
| C | 複雑 | １.４ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 図面の複雑度 | | | 複雑度に係る係数 |
| 設備 | A | 簡易 | ０.６ |
| B | 標準 | １.０ |
| C | 複雑 | １.４ |

別表７　耐震改修設計に関する構造に係る一般業務のうち設計意図伝達業務を除いた業務に係る標準業務人・時間数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 適用規模及び算定式  Ａ：業務人・時間数  Ｓ：床面積の合計(㎡) | | 一般業務に係る業務人・時間数の算出に係る係数 |
| 構造 |
| 500㎡≦S≦7,500㎡  Ａ＝ａ×Ｓｂ | 係数ａ | ３.４７６５ |
| 係数ｂ | ０.６０１１ |

別表８　耐震診断一般業務に係る標準業務人・時間数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 適用規模及び算定式  Ａ：業務人・時間数  Ｓ：床面積の合計(㎡) | | 一般業務に係る業務人・時間数の算出に係る係数 |
| 500㎡≦S≦7,500㎡  Ａ＝ａ×Ｓｂ | 係数ａ | ２１.０５２ |
| 係数ｂ | ０.４１７９ |

別表９　複合化係数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 複合化係数 | 総合 | 構造 | 設備 |
| 設計 | １．０６ | ０．９１ | １．０７ |
| 工事監理等 | １．０５ | ０．８９ | ０．９２ |